

## 条例及び規則関係部分抜粋

## 札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例

## 第 6 章 施策の推進

## ( 施策の推進 )

第 4 5 条 市は、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利に配慮した施策を進めるものとします。

## ( 推進計画 )

第 4 6 条 市は、前条の施策を進めるに当たっては、総合的な推進計画を定めるものとします。

2 市は、前項の推進計画を定めるに当たっては、市民及び次条に定める権利委員会の意見を聴くものとします。

## 第 7 章 子どもの権利の保障の検証

## ( 権利委員会の設置等 )

第 4 7 条 市は、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証するため、札幌市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を置きます。

2 権利委員会は、前条第 1 項の推進計画について意見を述べるほか、市長その他の執行機関の諮問に応じ、又は必要があるときは自らの判断で、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について、調査し、審議します。

3 権利委員会は、15 人以内の委員で組織します。

4 委員は、人権、福祉、教育等の子どもにかかわる分野において学識経験のある者及び 15 歳以上の子どもを含む市民のうちから市長が委嘱します。

5 委員の任期は、2 年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6 委員は、再任されることができます。

7 前各項に定めるもののほか、権利委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定めます。

## ( 答申等及び市の措置 )

第 4 8 条 権利委員会は、前条第 2 項の諮問を受けたとき、又は自らの判断で調査し、審議したときは、その結果を諮問した執行機関又は必要と認める執行機関に答申し、又は報告します。

2 権利委員会からの答申又は報告を受けた執行機関は、これを尊重し、必要な措置を講ずるものとします。

## 札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例施行規則

### 第3章 札幌市子どもの権利委員会

#### (委員長及び副委員長)

第17条 権利委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、権利委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長ともに事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第18条 権利委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、権利委員会の会議の議長となる。

3 権利委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

#### (権利委員会への協力)

第19条 権利委員会は、必要があると認めるときは、調査審議する事項に関する意見若しくは説明を聴き、又は情報を収集するため、関係者に対し、権利委員会への出席、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

#### (部会)

第20条 権利委員会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、権利委員会の委員のうちから委員長がこれを指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に所属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会の委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者が、その職務を代理する。

5 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「権利委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

#### (庶務)

第21条 権利委員会の庶務は、子ども未来局において行う。

#### (運営に係る事項の委任)

第22条 この章に定めるもののほか、権利委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が権利委員会に諮って定める。